

第1 2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

本調査は、統計法に基づく農林水産省所管の指定統計調査（指定統計第67号）として昭和24年3月に第1回の調査が実施された。以来5年ごとに実施され、今回の2008年漁業センサスは第12回目となる。（4-5頁参照）

今回の漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査から構成されており、海面漁業調査のうちの漁業経営体調査は都道府県で、その他の調査については農林水産省において実施された。

3 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づいて行った。

4 調査の期日

平成20年11月1日現在

5 調査体系

（6頁参照）

6 その他

今回調査の主な改正点は、従前、漁業経営体からの聞き取りによって行っていた「漁業従事者世帯調査」を廃止したこと、「漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所を除外したこと、などである。